

右相続に對して枕夫側代表六名は本社に至り重役に會見して前開紙の要本音書を以て提出したるが會見側では、

坂城に對して交渉すべき旨を答へ且つ三十一年實地調査の爲め役が坂城に赴くことを聲明して會見を終つた。

一方午後二時頃争議圓員並に其の家族等總員約六十名は田川郡大任村所在枕長松本清治氏宅に至り枕長に面會を求めたるも不在の爲め駆逐せ持つとて同様の庭前に座り込み要求實徵迄動かぬとて顰蹙つたが、警察當局に詫されて漸やく午後五時頃一同引揚ぐるに至つた。

而して枕長宅より引揚げた圓員側では代表五名を以て午後大時坂城警察所にて松本枕長に會見して左の要求をなした。

(1)解雇手當支給

法人協調會福岡出張所

(2)賃金半當十四日分及歸鄉旅費支給

(3)年功賞與（制度制定の上）支給

三年以下五十日分

五年以下七十日分

十年以下百五十日分

倒し兵役義務服制日數退除

(4)學業中日給、給料等會社全額賄給

之に対し枕長は、

賃金半當十四日分並歸鄉旅費は之を支給するも其能は不可能、被解雇者は三日以内に就職を明被され度しと回答し約三十分にて會見を終つた。

當日「全島福岡文部協議會再建委員會」署名のアダビラ